

財団法人 消防育英会奨学金給付基準

1. 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成 18 年総務省令第 110 号)別表第 2 中、等級第 1 級から第 3 級までは消防育英会奨学規程(以下「奨学規程」という。)第 4 条第 2 項に定める額を支給する。
2. 同上、別表第 2 中、等級第 4 級については 10%減
" " 第 5 級 " 20%減
" " 第 6 級 " 30%減
" " 第 7 級 " 40%減
を奨学規程第 4 条第 2 項に定める額からそれぞれ減額して給付するものとする。
3. 同上、別表第 2 中、等級第 8 級から第 14 級までのものについては奨学金を給付しない。但し、現在奨学金をうけているものに限り奨学規程第 4 条第 2 項に定める給付額から 50%減額して給付するものとする。
4. 奨学生保護者の年間収入額 800 万円を超えるものについては昭和 63 年度から給付しない。但し、特別の理由のある者については、選考委員会の選考により支給することができる。奨学生の保護者とは生計を維持するものをいう。
5. 消防職員にあつては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第 2」とあるのは、「地方公務員災害補償法施行規則(昭和 42 年自治省令第 27 号)別表 3」と読み替えるものとする。

(附 則)

昭和 49 年 4 月 1 日制定実施

昭和 52 年 4 月 1 日一部改正実施

昭和 57 年 4 月 1 日一部改正実施

昭和 63 年 4 月 1 日一部改正実施

平成 20 年 4 月 1 日一部改正実施